

お知らせ

令和7年9月12日からの大雨に伴う災害等で 被害を受けられた組合員様ご所属の関係者の皆様へ

令和7年9月12日からの大雨に伴う災害等で被害を受けられた組合員様および関係者の皆様に心からお見舞い申しあげます。

災害救助法が適用された地域において被災された地域の消防団様で、共済契約の加入手続きを当面、3ヶ月延長して取扱いをすることとしますので、お知らせいたします。なお、3ヶ月後の締切日は、県の消防協会によって異なる旨、ご承知おきください。また、火災共済事務処理上の問題が生じた時は下記にご連絡ください。

連絡先：全日本消防人共済会事務局 TEL 03-6263-9822

【災害救助法の適用地域（内閣府発表）】（令和7年9月13日現在）の内

共済会加入契約市町村

【三重県】

四日市市（よっかいちし）

○被害状況：令和7年9月12日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に被害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、三重県は1市に災害救助法の適用を決定した。